

## 「所沢東口支店をご利用のお客さま向け特約」制定のお知らせ

所沢東口支店では、出張所から支店に変更となることに伴い、「所沢東口支店をご利用のお客さま向け特約」を制定し、平成 28 年 4 月 25 日より適用を開始いたします。

### 1. 特約の内容

本特約は、日本国内に居住されている個人のお客さま（事業用にご利用されている口座を除く）を対象とします。

#### (1) 平成 28 年 4 月 25 日以降、所沢東口支店でお取引を開始されるお客さま

- ・本特約が適用されるお客さまは印鑑による取引は行いません（但し、法令等により印鑑押印が必要な取引を除きます）。印鑑照合に代わりカード認証（キャッシュカードの暗証認証や生体認証）により取引をさせていただきます。
- ・取引開始時には、当社所定の本人確認手続後に普通預金口座を開設いただきますが、取引印はお届けいただきません。そのため、キャッシュカードの発行やマイゲート、および埼玉りそなクラブへの申込を必須とさせていただきます。
- ・窓口ではカード認証により取引を行いますので必ずキャッシュカードを提示してください。

#### (2) 平成 28 年 4 月 25 日以降、所沢東口支店をご利用されるお客さま

- ・所沢東口支店のほか、埼玉りそな銀行他店、およびりそなグループ各社の国内本支店に口座をお持ちのお客さまが、所沢東口支店の店頭にてお取引いただく場合も、印鑑照合に代わりカード認証により取引をさせていただきます。

不明な点がございましたら、当社本支店の窓口までお問い合わせください。

また、本特約をご入用のお客さまは当社本支店の窓口までお申し付けください。

### 2. 本特約の対象取引

以下の表をご参照ください。

口座保有店 お取引の内容	所沢東口支店	埼玉りそな銀行 他店	りそな銀行・ 近畿大阪銀行
口座開設	○	—	—
お支払・ご入金	○	○	○
外貨預金	○	○※	—
投信・保険	○	—	—
口座振替受付	○	○	—

○…対象取引、 —…対象外取引(取引印を使用した場合もご利用いただけません)

※外貨普通預金のみ可能

以上